

住宅ガイド



- 空き家に関する相談
- 賃貸住宅入居に関する支援
- 市内の公的賃貸住宅
- 住宅に関する減税措置
- 住宅に関する補助・助成



住宅に関する補助・助成制度



住宅の新築・購入

若年世帯住宅取得支援事業補助金



問： 住宅課 厚木市役所第二庁舎12階
TEL：046-225-2330

市外から転入する子育て中の若年世帯、又は市内に居住する子育て中の若年世帯が、市内に住宅を新築・購入する場合に取得費用の一部を補助します。

- 基本額：20万円
- 若年世帯：夫婦どちらかが40歳未満
- 子育て世帯：中学生以下の子どもがいる世帯

※【フラット35】地域連携型（子育て支援）の利用が可能

親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金



問： 住宅課 厚木市役所第二庁舎12階
TEL：046-225-2330

市外に居住する子世帯が、市内に居住する親世帯と近居・同居を始める際に、住宅取得費用や同居のための改修費用について補助します。

- 住宅取得：同居60万円、近居40万円
- 住宅改修：経費の10分の1(上限20万円)

※【フラット35】地域連携型（子育て支援、UIJターン）の利用が可能

【フラット35】地域連携型

問： 住宅金融支援機構 カスタマーセンター
TEL：0120-0860-35（通話無料）
営業時間：9時～17時(祝日、年末年始を除く)

厚木市の補助金制度※による財政的支援と併せて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。子育て世帯が住宅を取得する場合、UIJターンを契機として住宅を取得する場合、防災・減災対策に資する住宅を取得する場合でご利用可能です。予算金額に達する見込みとなった場合は受付を終了します。詳細：フラット35サイト（www.flat35.com）

※ 厚木市親元近居・同居住宅取得等支援事業補助金 厚木市若年世帯住宅取得支援事業補助金
厚木市居住誘導区域（かけ地近接等危険住宅）移転事業補助金

省エネ住宅の導入

省エネ住宅導入促進奨励金制度



問： 環境政策課 厚木市役所第二庁舎7階
TEL：046-225-2746

- LCCM住宅：60万円
- ZEH：10万円
- 断熱窓改修：税抜き改修費用から国県補助金額を控除した額の2分の1（市外事業者が施工した場合は3分の1）

※ 予算の範囲内で先着順。設置後に申請



住宅に関する補助・助成制度

スマートエネルギー設備の導入



住宅省エネ設備導入促進奨励金制度



問： 環境政策課 厚木市役所第二庁舎 7階
TEL：046-225-2746

住宅省エネ設備を導入する方に対し、厚木市住宅省エネ設備導入促進奨励金を交付

- 太陽光発電システム：1kW当たり1万円（上限6万円）
- 住宅用蓄電池システム・家庭用燃料電池システム・太陽熱利用システム：各5万円
- 蓄電池同時設置加算(太陽光・蓄電池同時)：5万円
- 大容量加算(太陽光発電システム6kW以上設置)：2万円
- 居住誘導加算：5万円
- 既存住宅設置加算(太陽光)：10万円
- 自家消費加算(太陽光)：1kW当たり7万円（上限6kW）
- 自家消費加算(蓄電池)：蓄電池価格の3分の1（1,000円未満切り捨て）
15.5万円/kWh以下の蓄電池システムが対象

※ 予算の範囲内で先着順。設置後に申請

住宅の改修・解体など

木造住宅耐震診断・耐震改修・除却工事



問： 建築指導課 厚木市役所第二庁舎13階
TEL：046-225-2434

<対象建築物>

- 建物用途：専用住宅又は兼用住宅
- 地上2階建て以下の在来軸組工法による木造建築物
- 昭和56年以前に完成した建築物
(同年6月1日以後に増築等している場合は相談してください。)

<対象者>

- 所有者、所有者の配偶者、所有者の一親等の親族（いずれも個人に限る。）

<補助額>

- 耐震診断：全額(上限9万円)
 - 耐震改修設計：補強設計費用等の2/3の額(限度額11万円)
 - 耐震改修工事：耐震改修工事費の2/3の額(限度額100万円、市民税非課税世帯は上限50万円加算)+耐震改修工事監理費の2/3の額(限度額7万5千円)
 - 除却工事：除却工事費の1/2の額(限度額50万円) ※老朽空き家解体工事補助金との併用は不可
- ※ 補助金は、必ず補助金交付決定通知が発行されてから着手し、完了まで行われないと交付不可

老朽空き家解体工事補助金



問： 住宅課 厚木市役所第二庁舎12階
TEL：046-225-2330

1年以上空き家になっている老朽化した旧耐震基準の戸建て住宅を解体し、敷地を更地にした方に工事費の2分の1（限度額50万円）を補助します。

※ 要事前申請



住宅に関する補助・助成制度



住宅に関する補助・助成

防災対策、移転、改修工事、住宅ローン

危険ブロック塀等防災工事補助金



問： 危機管理課 厚木市役所本庁舎4階
TEL：046-225-2190

地震等によるブロック塀の転倒防止対策として、対象工事見積額の75%(千円未満は切り捨て)上限30万円を補助します。※ 条件あり ※ 施工前に申請

居住誘導区域（かけ地近接等危険住宅） 移転事業補助



問： 都市計画課 厚木市役所第二庁舎12階
TEL：046-225-2400

かけ地の崩落や洪水による家屋倒壊など、災害リスクの高いエリアからの移転を行う方に対し、住宅の除却や移転に係る費用を補助します。

＜対象建築物＞土砂災害特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域などの区域内にある住宅(要件あり)
＜対象者＞対象の住宅に居住する所有者等で、当該住宅の除却・移転を行う方

＜補助限度額＞

- 除却費：320万円
- 建物助成費：(建物) 465万円 (土地) 206万円 (敷地造成) 60万8千円
- 移転等費：97万5千円

※ 建物助成費は、対象の住宅に代わる住宅の建設、購入(土地取得を含む)、改修や敷地造成のために要する資金を金融機関等から借り入れた場合における、当該借入金利子(年利率8.5%限度)に相当する額

※ 【フラット35】地域連携型の利用が可能

【リ・バース60】

問： 住宅金融支援機構【リ・バース60】ダイヤル
TEL：0120-9572-60 (通話無料)
営業時間：9時～17時(土日、祝日及び年末年始を除く)

【リ・バース60】は、住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する、満60歳以上のお客さま向けの住宅ローン。毎月のお支払いは利息のみで、元金は、お客さまが亡くなられたときに、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件(住宅および土地)の売却によりご返済いただく商品で、資金の使い道、ご融資の限度額その他の商品内容は金融機関ごとに異なります。

勤労者生活資金融資制度



問： 産業振興課 厚木市役所第二庁舎8階
TEL：046-225-2585

自己居住用家屋の増改築(高齢者や障がい者のバリアフリー設備も可)に対する資金の融資制度です。上限300万円を融資します。

※ 制度予算上限額に達したときは、新規貸付を停止します。

重度障害者住宅設備 改良費助成事業



問： 障がい福祉課 厚木市役所第二庁舎1階
TEL：046-225-2254

在宅の重度障がい者又はその保護者が、住宅設備をその障がい者に適するように改良する必要がある場合に、住宅改修工事の一部(世帯所得により上限80万円)を助成します。

＜対象＞

障がいの程度が1級又は2級で、移動が困難な方(内部障がい者にあっては、障害者総合支援法による補装具として車椅子の交付を受けている者に限る。)など



住宅に関する補助・助成制度



住宅に関する補助・助成

設備改造、改修工事

合併処理浄化槽整備事業補助金



問：生活環境課 厚木市役所第二庁舎7階
TEL：046-225-2750

市街化調整区域(下水道整備区域を除く。)において単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への設置替等をする場合に、合併処理浄化槽の規模に応じ22万2千円～151万9千円を助成します。予算の範囲内で先着順。※施工前に申請

水洗便所改造等奨励金制度



問：河川下水道総務課 厚木市役所第二庁舎14階
TEL：046-225-2367

公共下水道の供用開始の日から3年以内に自己資金で私設下水道の工事を行った場合、一定の要件を満たすときは、2万2千円～3万円の奨励金を交付します。※当該工事の完了検査合格後に申請

水洗便所改造等特別助成金制度



問：河川下水道総務課 厚木市役所第二庁舎14階
TEL：046-225-2367

生活保護法に規定する生活扶助を受けており、処理区域内の建築物の所有者で、市に住所を有し、居住している方が、私設下水道の工事を行った場合、一定の要件を満たすときは、当該工事に係る費用を全額助成します。

※資格要件審査で対象者として認められた後に工事発注

※当該工事の完成届と同時に申請

水洗便所改造等資金融資あっせん制度



問：河川下水道総務課 厚木市役所第二庁舎14階
TEL：046-225-2367

公共下水道の供用開始の日から3年以内に私設下水道の工事を行う場合、一定の要件を満たすときは、当該工事に必要な資金の融資を市が金融機関にあっせんします。融資額（元金）に係る利息については市が全額負担します。※当該工事の申請書と同時に申請

止水板の設置費用の補助



問：河川下水道総務課 厚木市役所第二庁舎14階
TEL：046-225-2367

浸水被害を防止・軽減する止水板の設置費用などの一部を補助します。

【対象】住宅、集合住宅（マンション）、店舗、事務所などへの設置・購入費用

【補助額】対象経費の2分の1（上限50万円）

※工事などの着手前に申請書と必要書類を提出してください。審査あり。条件など詳細は市HPに掲載。

住宅リフォームに関する情報 (一社)住宅リフォーム推進協議会



問：(一社)住宅リフォーム推進協議会
TEL：03-3556-5430

住宅リフォームに関するお役立ち情報を掲載しています。

- まんがでわかるリフォームガイドブック他、刊行物のご案内
- リフォームの「お得な制度」、セミナー・イベント情報
- 地方公共団体の支援制度・相談窓口検索サイト
- 住宅リフォーム事業者団体登録制度、リフォーム事業者検索サイト



住宅に関する補助・助成制度



住宅に関する補助・助成

バリアフリー、改修工事

介護保険住宅改修費支給



問： 介護福祉課 厚木市役所本庁舎2階
TEL：046-225-2240

要介護者及び要支援者が、居住している住宅に手すりの取付や段差解消などの小規模な改修（新築・増改築は対象外）を行った場合に支給

＜支給額＞住宅改修に要した金額(上限20万円)のうち負担割合分(1割から3割)を差し引いた金額。

※ 施工前に申請

セーフティ住宅支援事業



問： 福祉総合支援課 厚木市役所第二庁舎1階
TEL：046-225-2220

75歳以上の介護保険認定を受けていない高齢者を対象に、住宅の段差改修や手すりの設置などに係る費用の一部（市内の工務店などが行う工事で対象経費の2分の1、上限3万円）を助成します。

※ 施工前に申請

家具転倒防止対策事業



問： 福祉総合支援課 厚木市役所第二庁舎1階
TEL：046-225-2220

ひとり暮らし高齢者登録者のうち、75歳以上で市民税が非課税の方、及びねたきり等高齢者登録を含む65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、たんすなどの家具（1人1回4台まで）に、無料で家具転倒防止板を設置します。

家具転倒防止対策事業



問： 障がい福祉課 厚木市役所第二庁舎1階
TEL：046-225-2221

1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの重度障がい者のみの世帯及び1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの重度障がい者と65歳以上の高齢者で構成される世帯に対し、たんすなどの家具（4台まで）に、無料で家具転倒防止器具を設置します。

日常生活用具給付等事業 (障害者用火災警報器)



問： 障がい福祉課 厚木市役所第二庁舎1階
TEL：046-225-2254

重度障がい者のみの世帯などで、火災発生の感知や避難が著しく困難な方に火災警報器購入費（限度額15,500円）を補助します。

生活福祉資金貸付 (住居増改築等に必要となる経費)



問： 厚木市社会福祉協議会 保健福祉センター5階
TEL：046-225-2947

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯で、住居の増改築等に必要な資金を、他の金融機関等から借り入れることのできない世帯に対し、住居の増改築等に必要な資金を上限250万円、返済期間7年以内で貸付します。

- 公的施策の活用が優先
- 見積書が必要（2業者以上）
- 連帯保証人は、県内在住・別生計等の方
- 連帯保証人がいない場合は有利子
- 神奈川県社会福祉協議会による貸付審査あり
- ※その他、諸条件や必要な書類等、要事前相談



住宅に関する補助・支援制度



マンションに関する支援制度

管理相談、耐震診断
リフォーム融資

分譲マンション耐震アドバイザー派遣
予備診断補助



問：建築指導課 厚木市役所第二庁舎13階
TEL：046-225-2434

耐震アドバイザー派遣は、マンションの耐震改修に関する専門知識を有する市で委嘱した建築士を無料で派遣します。

予備診断補助は、予備診断の2分の1(上限15万円)

予算の範囲内で先着順。着手前に申請

マンション
管理相談



マンション
アドバイザー派遣



問：住宅課 厚木市役所第二庁舎12階
TEL：046-225-2330

- マンション管理相談は、分譲マンションの管理組合又は、区分所有者の代表を対象にしたマンション管理に関する相談事業です。※ 事前予約制
※ 相談日：毎月第3水曜 13時～16時(一組60分)、相談員：マンション管理士
- マンションアドバイザー派遣は、大規模修繕工事などのマンション維持管理に課題を抱えているマンションに対し、専門家をアドバイザーとして無料で派遣し、適正管理に向けた支援を行います。

マンションすまい・る債

問：住宅金融支援機構 住宅債券専用ダイヤル
TEL：0120-0860-23



修繕積立金の計画的な積立・適切な管理をサポートするために住宅金融支援機構が発行する債券で、毎年1回、最大10回まで継続購して積立が可能です。

マンション共用部分
リフォーム融資

問：住宅金融支援機構 カスタマーサービス部
まちづくり業務グループ
TEL：03-5800-9366



管理組合が実施する共用部分のリフォーム工事や耐震改修工事などの工事費用、専門家が実施する調査設計費用等が対象となる融資制度です。その工事を実施する際に組合員(区分所有者)が負担する一時金への融資も可能です。

特徴(管理組合申込みの場合)

全期間固定金利、担保不要、マンションすまい・る債の積立てにより金利年0.2%引下げ等

マンションライフサイクルシミュレーション
～長期修繕ナビ～



住宅金融支援機構が提供する、マンションの大規模修繕工事に関する、疑問や課題の解決に役立つナビです。建物規模、築年数などに応じた、マンションの「平均的な大規模修繕工事費用」、今後40年間の「修繕積立金の負担額」「修繕積立金会計の収支」などを、試算することができます。

大規模修繕工事の見積額が妥当かどうかを判断する材料として、ローン利用も視野に入れた、修繕積立金の収支計画の確認のための材料として、または、長期的視点で積立金収支計画を見直す際の、検討資料としても活用できます。



住宅に関する税金

マイホームを取得すると
税金がかかります



固定資産税の減税措置（市税）

問： 資産税課 厚木市役所本庁舎2階
TEL：046-225-2031

新築住宅に対する減額



住宅を新築した場合、新築後3年度分（3階建て以上の中高層耐火建築住宅等は5年度分）固定資産税を2分の1減額

※ 床面積が50m²以上280m²以下の住宅が対象（減額措置の適用面積は、120m²まで）

【長期優良住宅に対する特例措置】

「長期優良住宅の普及促進に関する法律」の規定により認定を受けて新築された長期優良住宅について、新築された翌年の1月31日までに市へ申告すると新築後5年度分（3階建て以上の中高層耐火建築住宅等は7年度分）の固定資産税を2分の1減額

耐震基準適合（耐震改修）住宅 に対する減額



昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、改修後3か月以内に市へ申告すると改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を2分の1減額（改修工事が1月2日から3月31日までに完了した場合は、翌々年度の固定資産税が減額）

※ 減額措置の適用面積は、120m²まで

【長期優良住宅に対する特例措置】

一定の耐震改修工事を行い、認定長期優良住宅に該当することになった住宅について、改修後3か月以内に市へ申告すると改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税を3分の2減額（改修工事が1月2日から3月31日までに完了した場合は、翌々年度の固定資産税が減額）

熱損失防止改修（省エネ改修）住宅 に対する減額



平成26年4月1日以前から所在する住宅について、一定の省エネ改修工事を行った場合、改修後3か月以内に市へ申告すると改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を3分の1減額（改修工事が1月2日から3月31日までに完了した場合は、翌々年度の固定資産税が減額）

※ 床面積が50m²以上280m²以下の住宅が対象（減額措置の適用面積は、120m²まで）

【長期優良住宅に対する特例措置】

一定の省エネ改修工事を行い、認定長期優良住宅に該当することになった住宅について、改修後3か月以内に市へ申告すると改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税を3分の2減額（改修工事が1月2日から3月31日までに完了した場合は、翌々年度の固定資産税が減額）

高齢者等居住改修（バリアフリー改修）住宅 に対する減額



新築されてから10年以上を経過した住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修後3か月以内に市へ申告すると改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税を3分の1減額

（改修工事が1月2日から3月31日までに完了した場合は、翌々年度の固定資産税が減額）

※ 床面積が50m²以上280m²以下の住宅が対象（減額措置の適用面積は、100m²まで）

※ 令和8年3月31日までに建築又は改修工事が完了した住宅が対象となります。（令和7年9月1日現在）
なお、地方税法の改正により延長される場合があります。



住宅に関する税金



減額措置（県税・国税）

不動産取得税（県税）

不動産（土地・家屋）を取得した時に1度だけかかる税金。

マイホームを取得すると
税金がかかります

問：厚木県税事務所 厚木市水引2-3-1
TEL：046-224-1111(代表)

●新築の場合の軽減措置

新築住宅の価格から1戸につき1,200万円※が控除される。（床面積が50m²～240m²）

※ 認定長期優良住宅を平成21年6月4日から令和8年3月31日までに取得した場合は1,300万円

●中古の場合の軽減措置

新築された時期※に応じ住宅の価格から1戸につき100万円～1,200万円が控除される。
(床面積が50m²～240m²で自己の居住の用に供するもの。)

※ 昭和57年1月1日以降に新築されたもの及び、昭和56年12月31日以前に新築されたもので、新耐震基準に適合することが証明されたもの。

◎土地についても軽減措置があります。

住宅ローン減税（国税）

問：厚木税務署 厚木市水引1-10-7
TEL：046-221-3261

住宅ローンを組んでマイホームを取得した場合で一定の要件を満たすときには、住宅ローン等の年末残高の0.7%（上限あり）を所得税から控除する制度であり、控除の期間は10年間又は13年間。

投資型減税（国税）

問：厚木税務署 厚木市水引1-10-7
TEL：046-221-3261

耐震性等に優れた「長期優良住宅」や省エネ性に優れた「低炭素住宅」を住宅ローンを利用せず取得した場合で一定の要件を満たすときには、認定住宅の認定基準に適合するために必要となる標準的なかかり増し費用を基として計算した金額を所得税から控除。

登録免許税（国税）

問：横浜地方法務局厚木支局 厚木市寿町3-5-1
TEL：046-224-3163

自己居住用家屋を新築・取得した場合における所有権等の不動産登記に係る登録免許税。令和6年度の税制改正により、登録免許税の税率の軽減措置の適用期限は、令和9年3月31日まで。適用を受けるには、住宅用家屋の床面積が50m²以上であること等、一定の要件を満たす旨の市が発行する証明を添付し、取得後1年以内に登記

長期優良住宅・低炭素建築物の認定



問：建築指導課 厚木市役所第二庁舎13階
TEL：046-225-2432

- 長期優良住宅…耐久性、耐震性、維持保全の方法などが国の定める基準を満たしている。
- 低炭素建築物…建築物の省エネ性、断熱性能等が国の定める基準を満たしている。

※ 着工前に申請が必要



市内の公的賃貸住宅



市営住宅

問

厚木市 住宅課

046-225-2346 厚木市役所第二庁舎12階

✉ 5550@city.atsugi.kanagawa.jp

住宅に困っている一定基準以下の収入の方を対象とした市の賃貸住宅

月額収入が158,000円以下の世帯（子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯など、特に居住の安定を図る必要がある世帯は214,000円以下）が対象

- 市営住宅・・・1年以上市内に在住又は在勤、市税の滞納がない、申込者、同居者等に暴力団員がいることなど一定の要件があります。年2回程度（1月、7月）募集予定。

団地名	所在地	建設年度	階数	戸数	間取	概算家賃	EV
吾妻団地	吾妻町1-A-1	S47	5階	20	3DK	14,800～29,200	-
吾妻(2)団地	吾妻町2-A-2	S53	5階	20	3DK	21,600～42,400	-
富士見町団地	旭町4-17-5	S57	5階	30	2DK～3DK	22,500～44,300	-
旭町ハイツ	旭町2-11-10	S63	5階	30	2DK～3DK	25,600～50,300	-
妻田東ハイツ(1)	妻田東1-21-1	H3	5階	30	3DK	26,400～51,800	-
妻田東ハイツ(2)	妻田東1-21-2	H5	5階	20	2DK～3DK	26,900～52,800	-
妻田東ハイツ(3)	妻田東1-21-3	H6	5階	35	2DK～3DK	25,300～57,500	-
宮の里ハイツ	宮の里1-1-8	H9	7階	67	1LDK～3DK	23,300～65,100	有
上向原ハイツA	及川2-9-1	H13	5階	45	1DK～3DK	17,800～68,200	有
上向原ハイツB	及川2-9-2	H16	4階	44	1DK～3DK	18,100～69,000	有
戸室ハイツA	戸室5-21-1	H24	5階	70	1K～3DK	16,600～65,600	有
戸室ハイツB	戸室5-21-2	H30	5階	70	1K～3DK	17,000～67,300	有

※ 概算家賃は毎年度改定されるため、実際の家賃月額とは異なる場合があります。



戸室ハイツ B



宮の里ハイツ



市内の公的賃貸住宅

県営住宅

問

神奈川県 住宅営繕事務所 入居管理課

☎045-285-1014

(一社)かながわ土地建物保全協会 公営住宅課

☎045-201-3673

住宅に困っている一定基準以下の収入の方を対象とした県の賃貸住宅

月額収入が158,000円以下の世帯（子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯など、特に居住の安定を図る必要がある世帯は214,000円以下）が対象

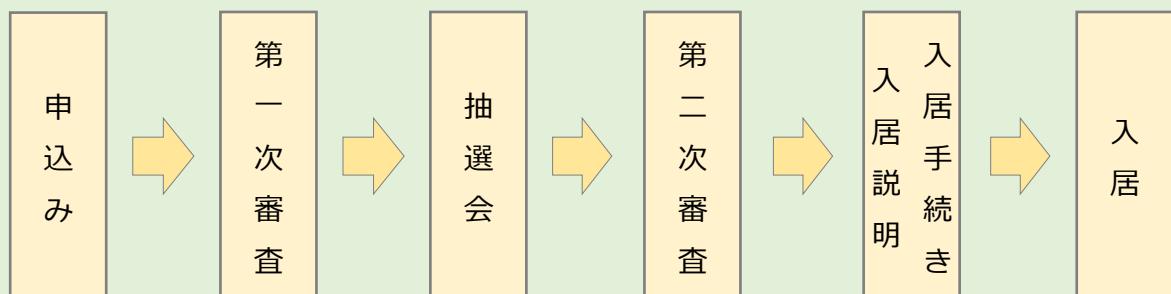
● 県営住宅・・・定期募集は年2回（5月、11月）、常時募集は通年募集予定

団地名	所在地	建設年度	階数	戸数	間取	概算家賃	EV
ハイムニュー旭	旭町2-16	S60	5	30	3DK	24,400～47,900	-
グリーンハイツ金田	金田828	H3	3～4	18	3DK	23,400～49,100	-
妻田東ハイツ	妻田東1-24	S63～H5	2～5	128	2DK～4DK	22,600～55,300	-
ハイム厚木旭	旭町5-8	S57～S58	3	63	1DK～4DK	15,100～59,600	-
緑ヶ丘団地	緑ヶ丘3-1外	S57～R4	3～5	472	1DK～4DK	13,800～62,500	有(一部)
吾妻団地	吾妻町1	S46～S53	5～8	747	1LDK～3DK	11,000～37,000	有(一部)
文郷山団地	王子3-2	S47	5	240	2DK～3DK	11,500～31,600	-
及川団地	及川1-1	S48	2～5	312	2DK～3LK	11,900～32,800	-
グリーンハイツ愛名	愛名306	H7～H8	3～5	107	3DK	28,300～55,800	有(一部)

公営住宅入居までの流れ

市営住宅、県営住宅は入居のための資格審査や抽選会があります。

申込みから入居までに3か月から半年を要します。



※ 県の常時募集は、原則抽選会はありません。



市内の公的賃貸住宅



公社賃貸住宅

問

神奈川県住宅供給公社 公社の賃貸住宅窓口
0120-100-107
9:00~17:15

礼金・更新料・仲介手数料不要

収入基準等の住宅供給公社が定める申込資格がありますので、詳しくは上記問い合わせ先にご連絡ください。



団地名	所在地	建設年度	階数	戸数	間取	概算家賃	EV
緑ヶ丘	緑ヶ丘4-2 ほか	S39	4	400	2DK	39,300~41,200	-
フロール 厚木緑ヶ丘	緑ヶ丘4-5-12	R6	5	39	1LDK・2DK	72,900~80,500	有

UR賃貸住宅

問

UR賃貸ショップ相模大野ジョイモアーズ
042-701-9675
10:00~18:00 (定休日:水)

良質な住居環境を備えた賃貸住宅

月額所得がURの定める基準以上であり、自ら居住することなど、一定の要件があります。
礼金、更新料、仲介手数料、保証人不要

団地名	所在地	管理開始年度	階数	戸数	間取	概算家賃	EV
鳶尾	鳶尾2 ほか	S52~S54	1~11	579	2DK~3LDK	46,600~113,300	有(一部)
テラス長谷	長谷381-1	S60	1~2	77	3LDK	78,500~87,700	-



鳶尾



テラス長谷



住宅に関する補助・支援制度

賃貸住宅の家賃補助・入居・転居支援

給付金 家賃助成 転居
貸付 見守り

住居確保給付金支援事業



問： 福祉総合支援課 厚木市役所第二庁舎1階
TEL：046-225-2895

主たる生計維持者が離職・廃業2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、家賃額（上限あり）を原則3か月間支給します。また、収入が大きく減少し、家賃が安い住居に転居する必要がある場合、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

生活福祉資金貸付 (総合支援資金住宅入居費)



問： 厚木市社会福祉協議会 保健福祉センター5階
TEL：046-225-2947

失業等が原因で生活に困窮している低所得世帯で自立相談支援事業の住居確保給付金の申請を行い住居の確保が確実に見込まれる世帯に対し、入居に必要な敷金・礼金等の経費を上限40万円、返済期間10年以内で貸付します。

- 連帯保証人は、県内在住・別生計等の方
 - 連帯保証人がいない場合は、有利子
 - 神奈川県社会福祉協議会による貸付審査あり
- ※ その他、諸条件や必要な書類等、要事前相談

母子家庭等家賃助成事業



問： 子育て給付課 厚木市役所本庁舎2階
TEL：046-225-2241

前年の所得が一定以下の母子及び父子家庭で、生活保護法の住宅扶助を受けていない月額家賃が1万円以上6万円以下の方に対し、家賃額に応じ1,300円～1万円を助成します。

障がい者グループホームの家賃助成



問： 障がい福祉課 厚木市役所第二庁舎1階
TEL：046-225-2225

障がい者グループホームに入居している市の援護者（体験的な利用者、生活保護法の住宅扶助受給者除く）に、月額家賃のうち2万円を上限に助成します。

厚木市賃貸住宅 あんしん保証制度補助金



問： 住宅課 厚木市役所第二庁舎12階
TEL：046-225-2330

民間賃貸住宅に入居する65歳以上の高齢単身者が居住支援サービスを申込む際の初回登録料を10,000+税まで補助します。

- 居住支援サービス
安否確認と死亡時の原状回復費用等の補償(上限100万円)がセットになった見守りサービス





賃貸住宅の入居に関する支援



神奈川県居住支援法人

円滑な入居をサポート

神奈川県では、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人等を、住宅セーフティネット法に基づき「住宅確保要配慮者居住支援法人」として指定しています。（厚木市が業務区域で入居支援を行う法人を抜粋）令和7年8月4日時点

法人名・所在地・連絡先	業務内容	法人名・所在地・連絡先	業務内容
ホームネット（株） 東京都中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル ☎0120-460-560	賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談対応、見守りサービス	NPO法人 横浜市まちづくりセンター 横浜市中区長者町5-49-1 ☎045-315-4089	円滑な入居の促進に関する相談窓口運営、相談会開催、生活の安定向上に関する情報提供及びそれらに附帯する業務
NPO法人 かながわ外国人すまい サポートセンター 横浜市中区常磐町1-7 横浜YMCA 2階 ☎045-228-1752	多言語による相談窓口の設置、住宅確保要配慮者の生活の安定に関する業務	(一財) カルチュラルライツ 横浜市青葉区あざみ野 2-31-8 ☎080-9017-9344	賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助。賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定向上に関する情報提供、相談、見守り援助等
		(株) R 6 5 東京都港区赤坂3-11-15 VORT赤坂見附4階 ☎050-3702-2103	賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助。賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定向上に関する見守り援助等
(公社)かながわ住まい まちづくり協会 横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館4階 ☎045-994-6901	住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りなど要配慮者への生活支援	(株) ウィータ 横浜市神奈川区菅田町 1571- 2 ☎045-550-7006	賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助。賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定向上に関する情報提供、相談等
(株) トータルホーム 厚木市旭町1-10-5 ☎046-220-1414	賃貸住宅への円滑な入居の促進及び生活の安定向上に関する情報提供、相談その他の援助	アルバスJapan (同) 相模原市中央区相模原 2-2-20山田ビル5 F ☎042-866-0011	賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助。賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定向上に関する情報提供、相談その他の援助
(株) あんど 千葉県船橋市湊町2-5-4 藤代ビル302 ☎047-770-0300	賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助。賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定向上に関する情報提供、相談その他の援助	NPO法人 リンクトウミヤンマー 横浜市金沢区富岡東 6-30 E502 ☎045-567-5858	賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助。賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定向上に関する情報提供、相談その他の援助
(一社)家財整理相談窓口 東京都中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル ☎0120-166-077	賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談対応、住み替えに伴う家財整理に係る相談対応	ナップ賃貸保証（株） 横浜市西区浅間町1-7-1 ☎0570-055-722	家賃債務保証。賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定向上に関する情報提供、相談その他の援助
NPO法人 ワンエイド 座間市相模が丘4-42-20 ☎046-258-0002	住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りサービス、生活のサポート、送迎サポート、一時的な住居の確保、フードバンクによる食料の支援	生活クラブ（生協） 横浜市港北区新横浜2-2-15 パレアナビル6 F ☎0120-472-379	賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助。賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定向上に関する情報提供、相談その他の援助
(株) Casa 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル30階 ☎0120-97-5501	家賃債務保証、住宅相談、住替支援、その他業務(食糧支援、就労支援など)	(株) 新櫻宅建 小田原市南鴨宮3-9-3 ☎0465-20-9558	賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談、その他の援助。賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定向上に関する情報提供、相談その他の援助
(株) 日本シルバー サポート 東京都目黒区目黒4-12-2 ☎03-6303-2280	円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談窓口、身元保証、身元保証業務に伴う緊急時対応、定期訪問または定期連絡により生活状況確認および身の回りのサポート		



空き家に関する相談



空き家に関する相談全般

問： 住宅課 厚木市役所第二庁舎12階
TEL： 046-225-2330

住宅が空き家になって放置されると近隣住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。

- 空き家に関する困りごと
- 将来住む予定のない住宅の管理など

空き家の適正管理をアドバイスします。

相談内容		担当
建物の維持	建物の倒壊、屋根や外壁の脱落など。	建築指導課 厚木市役所第二庁舎13階 TEL 046-225-2434
火災予防	空き家の枯草、可燃物の放置など。	厚木消防署 管理課 消防本部 1階 TEL 046-223-9375
生活衛生	空き家の雑草や庭木の繁茂など生活衛生の問題。	生活環境課 厚木市役所第二庁舎 7階 TEL 046-225-2750

所得税及び個人住民税の特例措置

空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除(令和9年までに売却した物件)

相続した旧耐震基準の家屋を、耐震改修して売却するか、解体して更地にして売却する場合に、譲渡所得から3,000万円が特別控除される。税務署での確定申告が必要

低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の控除(令和7年までに売却した物件)

売却価格が原則500万円以下の低額な一定の低未利用土地等を売却した場合に、長期譲渡所得から100万円が控除される。税務署での確定申告が必要

空き家に関する相談窓口

不動産取引(売買)に関する相談	神奈川県宅地建物取引業協会県央支部 TEL 046-224-6561 13時～16時
	全日本不動産協会神奈川県本部さがみ支部 TEL 042-705-7100 水曜日は休業
権利関係の整理等	神奈川県弁護士会 TEL 045-211-7719
相続登記等	神奈川県司法書士会 TEL 050-5212-0632
解体・改修の相談	厚木市建設業協会 TEL 046-221-0171
建物の滅失登記等	神奈川県土地家屋調査士会 TEL 045-312-1177
相続人又は権利者の調査等	神奈川県行政書士会厚木支部 TEL 080-6518-5648

持ち家・空き家の
管理代行サービス

(公社)厚木市シルバー人材センター
TEL 046-224-9585 8時30分～17時15分



(公社)厚木市シルバー人材センターでは、除草・草刈り、家の見回りなどの管理代行サービスを実施しています。作業内容や料金についてはお問い合わせください。

厚木市 住宅ガイド

— 令和7年度発行 —

【発行】厚木市都市みらい部住宅課

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

☎046-225-2330